

観光客受入環境整備支援業務
概要仕様書

令和7年6月

沖縄市 経済文化部 観光スポーツ振興課

1 業務名

観光客受入環境整備支援業務

2 業務目的

高齢者や障がい者など、誰もが安心して観光を楽しむことのできる環境を整備するとともに、台風や地震等の観光危機に関し、事前の減災対策や危機発生時の対応等、迅速に対応できる体制を構築し、安全・安心・快適な観光地づくりを推進することを目的とする。

3 委託期間

着手の日から令和8年2月27日まで

4 業務内容

(1) 観光バリアフリー・観光危機管理の機運醸成

心のバリアフリー及び観光危機管理の機運醸成を図るためにセミナーを開催する。
なお、座学だけでなく、体験の要素も加えること。

(2) 観光バリアフリー・観光危機管理の推進に関する支援

市内の観光施設、宿泊施設等において、観光庁の「心のバリアフリー認定」の取得支援や、観光危機管理に関するマニュアル作成に向けた支援を行う。「心のバリアフリー認定」の取得については9施設以上の登録を目指すこと。

(3) 観光バリアフリー情報の発信

沖縄市の観光バリアフリー情報を県内外に発信すること。

5 成果品の納品

① 成果品

実施内容を取りまとめた報告書を作成し納品すること。業務実施報告書は紙媒体 1部、電子データ（Microsoft Word または Power Point 及び Excel 及び PDF）一式とする。

※報告書の紙媒体の規格は原則 A4 版カラー、ページ数は任意とする。

② 成果品の納品場所

沖縄市役所 経済文化部 観光スポーツ振興課

③ 成果品の帰属

本業務で得たすべての成果品については本市に帰属するものとし、第三者に貸与または公表してはならない。また、成果品は公開されるものを前提として作成することとし、公開不可のデータ等を含む場合は事前に本市と協議すること。

6 その他

(1) 業務成果の帰属等

① 取得財産について

本業務で取得した全ての財産は、本市へ帰属するものとする。

② 著作権の帰属

本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、本市へ帰属するものとする。

③ 著作権の処理

本件業務の実施による成果物は、著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

（2）本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託事業者は、当該項目について疑義があるときは本市と協議することができる。

（3）本業務の調査結果やマーケティング分析の公表について、調査対象として主要施設等の同意を得るよう努めること。

（4）業務連携

本市では、より効果的な観光施策を展開するため、（一社）沖縄市観光物産振興協会と連携し各種事業を展開している。本業務においても沖縄市観光物産振興協会と連携しながら実施すること。